力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境の創出

国家防衛戦略における第一の目標は、力による一方的 な現状変更を許容しない安全保障環境の創出である。

力による一方的な現状変更を許さない取組において重 要なのは、わが国自身の防衛体制の強化に裏付けられた 外交努力である。外交努力とあいまって、防衛省・自衛 隊においては、同盟国との協力や同志国などとの多層的 な連携を推進し、望ましい安全保障環境の創出に取り組 んでいく。

また、海洋国家であるわが国にとって、海洋の秩序を 強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは、わ が国の平和と安全にとって極めて重要である。このため、 わが国の重要なシーレーンの安定的利用を確保するため に、日本関係船舶の安全確保に必要な取組などを実施し ていく。

● 参照 2章 (日米同盟)、3章 (同志国などとの連携)、IV部 1 章3節(防衛装備・技術協力と防衛装備移転の推進)

「瀬取り」への対応

基本的考え方

2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号 において、国連加盟国は、北朝鮮籍船舶に対する、また は、北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替え (いわゆる 「瀬取り」)を容易にし、あるいは、関与するこ とが禁止されている。これは、「瀬取り」により、北朝鮮 が、国連安保理決議に基づく制裁を逃れて密輸すること を防ぐ狙いがある。

わが国としては、朝鮮半島の完全な、検証可能な、か つ、不可逆的な非核化という共通の目標に向け、米国や 韓国のみならず、中国・ロシアを含む国際社会と密接に 連携しながら、「瀬取り」への対応を含め、国連安保理決 議の実効性を確保していく必要がある。

防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊としては、わが国周辺海域において、 平素実施している警戒監視活動の一環として、海自にお いて国連安保理決議違反が疑われる船舶の情報収集をし ており、関係省庁、関係国および関係国際機関と緊密に 協力を行っている。北朝鮮籍タンカーと外国籍タンカー などが東シナ海の公海上で接舷(横付け)している様子 を、海自艦艇などが、2018年以降、2024年3月末まで

の間に計24回確認し、関係省庁とその都度、情報共有を 行った。

これらの船舶は、政府として総合的に判断した結果、 国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施して いたことが強く疑われるとの認識に至ったため、わが国 として、国連安保理北朝鮮制裁委員会などに诵報すると ともに、関係国との情報共有や、これらのタンカーの関 係国などに対する情報提供と対外公表を実施した。

こうした北朝鮮籍船舶との「瀬取り」を含む違法な海 上活動に対し、近年、国際的な関心が高まってきており、 米国はもとより、2018年4月以降、オーストラリア、カ ナダ、英国、ニュージーランド、フランス、ドイツが、東 シナ海を含むわが国周辺海域に艦艇や航空機を派遣し、 警戒監視活動を実施している。防衛省・自衛隊は、引き 続き関係国と緊密に協力を行い国連安保理決議の実効性 を確保していく。

関連する事象

オーストラリア政府の発表によると、2023年11月、日 本周辺海域において、北朝鮮による「瀬取り」に対する警 戒監視活動を実施していた豪海軍のフリゲート「トゥー ンバ」に対し、中国軍の駆逐艦が接近して音波探知機を 作動させ、豪海軍潜水士が負傷した事案があった。





資料:わが国における国連安保理決議の実効性の確保のための取組

URL: https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/sedori/index.html